

市民協働条例調査特別委員会

(平成24年5月7日)

○ 杉浦 貴委員長

それでは、1時半となりましたので、特別委員会のほうを開かせていただきたいと思います。

樋口さんは、今ちょっと見に行っていていただきますので、後で参加していただけるかと思えます。

きょうは、お手元のほうに事項書として1枚、それから、資料として3枚、骨格というのをお出しさせていただいておりますので。前回までのまとめと、それから、この間、前回出しました骨格の何かその概略みたいなものをちょっとまとめて、資料1と2という形で出させていただきました。きょうはこれを見ていただきながら、前へ進んでいけたらいいなと思っております。

まずは、佐野文化部長、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

○ 佐野市民文化部長

こんにちは。

連休明けのそれこそお疲れのところ、早速申しわけございませんが、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

あいさつだけでしたが、前回、きょう、これを出させていただきましたのは、特に資料1は、前回、まとめは今までのまとめみたいなものが全然なかったやないかということで、ご意見いただきましたので、不足の部分もたくさんあると思えますけれども、主にその前文のところ、正副委員長案とその各自出していただきました各自案、そういったものをそれぞれ説明もしていただきながら、こうしていったところをちょっとこう拾いながら、抜けているところもあるかと思えますので、また言うていただいたらと思えますけれども。まとめと、それから、私が特に活発やったかなと思う部分をちょっとピックアップしたというのが、資料1でございます。

資料2のほうは、ざっくりな話をさせていただきますと、要は地縁団体とNPO、ボランティアみたいな形でどうしてもこう分かれているような感じになりましたので、そこに、要は前文から始まって委員会までの、前回出していただいたその骨格みたいなところで、どういうふうに位置づけをしたり、どういうふうに考えたらいいかというところを、ちょっと思いつきもあるわけなんですけど、それを書いて、左右比較するような形で書かせていただいたと。分けるのがええのかどうかというのはあるわけですが、明らかに発生も違いますし、その手法とか方法論も違いますし、違いがあるのは明らかなんだけれども、市民協働としては条例を一本でつくっていくという意味合いからだけではなくて、市民協働という意味合いから言って、この二つは市民活動団体としては一つの位置づけになりますので、そういうところをどう条例の中に入れていくかというので、ちょっとこう書いたものです。

ちょっと資料1から、少し確認も含めてちょっとさせていただきたいと思いますけれども、市民自治を目指して市民自治基本条例をもとにして推進条例をつくっていくということについては、全会一致で制定するという事は確認されているんだろうなというふうに思って、こう書きました。

それから、団体、すべての団体を対象とするんやと。四日市で活動している個人も含めてですけど。それを、今の流れとしては一本の条例でできるんじゃないかというようなところは、この会の共通の認識ではないかというふうに考えています。それでいいのではないかというふうに、議論の中ではそういうふうになっているんじゃないかというふうに私自身は感じております。そういうふうにまとめをさせていただきます。

一つこの市民活動団体というその呼び名に、ちょっと私たち、ひょっとしたら市民公益活動団体としたほうがいいんじゃないかというようなことをちらっと思いましたもので、それをちょっと書きました。これはまた後でご議論いただいたらと思います。

全部の目的というところで、市民意識を醸成するんやというもの、それから、そのまちづくりというのが結構前文のところに出てきます。そのまちづくりが本当の目的なんや。それから、行政のスリム化というのも、これが一番と違うかと。目的としては。それから、新しい公共を担っていく、あるいはその新しい公共をこの条例でつくっていくのと違うのかと、目的と違うのかというようなことも出てきまして、目的は結構三つ四つの意味合いで、これをどう前文を固めるときに入れ込んでいくのかというようなことかというふうに思っています。これも議論をまだしていかなくはいけないのかなというふうに思ってい

ます。

それから、すべての団体における活動をやっぱり行政がある程度担保する。すべてを担保するという意味ではないですけれども、ある程度担保するためには何が必要なのかなと  
いうことで、財政的支援や、それから活動拠点や人材という部分を、たしか出てきたと思  
うんですけれども、市民活動を担保するという意味合いからいうと、上にちょっと団体の  
ところで書きましたが、仲よしクラブを対象外にしたり、資格を、ある程度の資格をこう  
決めないといけませんから、委員会をどうするか。つくるか、つくらんかというところか  
らですね。だから、これは資格審査やら案件審査やら、評価も含めて、委員会みたいなも  
のをつくるのかどうか。

それから、団体を認定するための方法ですから、登録をどうするか。登録は別になくて  
も何も問題がない。認識さえされれば、ええわけですから。これもするかしないかとか、  
活動拠点、これも自治会はあるけれども、NPOはない。あるところもあるし、ないところ  
もあるというようなことからいうと、担保するかしないのかという話にもなりますし。  
それから、財政的な支援の部分というのは、自主財源を持っている自治会と、自主財源を  
本来持っているところもあると思いますけれども、ないところもあるので、そこら辺から  
この支援の内容とか規模とかそういったものをやっぱり決めていかないかと。どうする  
かを。それが、この間出しましたその骨格のところの後半の四つのその登録やら拠点やら  
資金やら委員会やら、その辺をどうするかというのにかかわってくるのではないかと  
いうふうに思っています。

これで、まとめ、全体としてこうこんな形で今までのまとめがあって、それを受けて、  
私としては、正副としては、この市民活動の骨格案みたいなものをつくったということで、  
その中身をちょっと資料の2のほうで、今、不完全な形ですけれども、書きましたという、  
そんなことです。

ちょっと資料2のほうにちょっと移りますと、資料2のほうで、ざっくりお話しさせて  
もらいますと、地縁団体とボランティア、先ほど言いましたように、よく似ているけど、  
違う。違うけれども、よく似ているというようなことで、要は非常に一緒にしてもしなく  
ても、非常に難しい分け方をせないかんだらうと。前文とか、中ではやっぱり市民活動団  
体としてどっちも認定されると。多分定義の中でも、恐らくその市民活動団体としてNP  
Oもあれも一緒にこうワンセットとしてやっていくと。それで、市の責務があって、行政  
サービスなんかもきちっと入れ込まないとだめだらうと。先ほど言いましたその登録と活

動拠点と財政というのは、地縁団体からいうと、もう既に不完全な形ではあるけれども、整っている。だから、不要じゃないかと、要らないのと違うかと、これは。だけれども、NPO、ボランティアからいうと、やっぱりどれぐらいあるかもわからないと、NPOも。法人になっているやつはわかるけど、それ以外のはわからない。それから、場所も持っていないところのほうが多いんじゃないかと。財政的支援は、本当にお金がないところが多いようなことからいうと、こっちはこのあたりを担保してあげないとだめなんじゃないかということですよ。

それで、委員会については、地縁団体のほうは活動評価とか案件、同じ土俵に上がってくるとすると、案件評価なんかで要るのかもわからんと。案件審査で。委員会が。片一方、NPOのほうはやっぱり資格、仲よしくラブみたいなものを、僕はそれを絶対入れたらいかんと思いますし、何とかそういうのをくぐっていこうとするようなことがあると思いますので、資格審査は絶対必要やろうと。それから、案件も。案件も必要で、それから、活動も、活動評価も当然せないかんということだと思います。

そこで、前回ちょっと話になりましたのは、結局その自治会の活動的なものをどういうふうに考えるかと。原資も含めて。NPOのほうも委託事業とか、それから補助金なんかもあるみたいですけど、やっぱり委託事業が多いみたいなので、その辺の財政規模とか、そんなのもわかりませんので、その辺も調べてからやらないかんと違うかなというようなことで、ちょっと自治会についての話やら、NPOについての話が出てきておっただと思うんですけど、この2枚の概略の説明はそんなところなんです。

これをベースにさせていただくというか、これについてお話をさせていただくと、あと、これをベースにして骨格みたいなものをつくっていくと。もう要らんものがあつたら、要らん。削るものは削る。必要なものは入れ込む。それを中身ももっとう細かく決めていくというようなことに、そんな形で進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

何かとりとめのない話になりましたけど、一応この資料の意味合い、それから、今後の方向性みたいなもの、それをそういうふうな今お話ししたような形でやっていきたいと思っておりますので、ぜひともご意見をいただけたらありがたいなというふうに思っております。

いかがでございましょう。

まとめなんかでも、もっとたくさんいろんなご意見があつたと思っておりますけど、休みの間にちょちょっとう、ちょちょっとうか、結構気になっておつたというか、なかなかで

きずに、あれだったんですけど。

それから、地域団体、地域団体への助成制度のしおりというのがありまして、これは自治会さんとかそういうところのためには、こういう地域団体の、ご存じやと思いますけど、これがあって、NPOのものが、何かそんなものがあるかということ、ないんですね。こういうNPO団体に対する助成というか、要は使える制度の内容、一括で集めたみたいなものというのはいないんですね。だから、地域団体のほうは、ある程度どれぐらいの規模があって、どれぐらいの種類が、助成もあって、事業もあって、委託もあってというような、ある程度きちつとはわかりませんが、ある程度わかると。片やNPOのほうについては、事業を、例えば委託を拾ってきて見てみるとか、事業で見てみるとか、そういうことをしないと、その規模的なものがわからないというような、そんなところですよ。

ただ、そこら辺のところをあんまり追っかけていくと、前へ進まなくなってしまうので、その辺もちょっと考えながらご意見をお願いしたいと思います。

これ、豊田さん、入り口でごめんなさい。前回、自治会の話をもうちょっとしようよという話があって、それで、自治会との金のやりとりみたいな部分の整理をしようというのがある、僕もそのとおりにやと思うておるんですけど、それをこの条文の中に何らかの形で書き込むというのは、僕は全然思っていないんですよ。それはなぜかということ、これは推進条例ではあるけど、理念条例ではない。その間の部分であって、この実際に今ある制度的なものがあるわけですよ。地縁団体と市との間。ここについて、それはもう個々に直してもらったらええだけの話で、この推進条例についての中でごちゃごちゃその細かいことまで書く必要はないんやろうというふうに思っています。そこの辺から一遍ちょっと入っていったらどうかなと思うんですけど、どうですかね。

## ○ 豊田政典委員

前回までの議論で明確にされていないというか、議論の余地ありと僕が思っているのは二つありまして、一つはまた後で言いますが、二つ目が今、委員長が言われた話なんですけど、条例に書き込むかどうかは別にしても、市民協働という全体像を考えると、既に言われるとおりにありますよね。一つは総合補助金という形で、地縁団体に補助金が出されている。それから、事務委託料という形で委託料が払われている。この実態をそのままにしたまま、新たに制度をつくってしまうと、これとのそごが生じるはずなんです。はずというか、まさに今、総合補助金の内容にしる、それから事務委託の内容、金額にしる、

僕から個人的に言わせれば、あいまいな形で続いてきているものがあって、これも市民協働の形の一つなんですけれども、未整理のまま来ていると、僕はそんな認識を持っているので、市民と行政との協働ということを考える際に、せっかくこの機会があるのであれば、このことにも、条例に書き込まなくても、せめて行政に提言をするなりする必要があるのかなという思いがあるんです。だから、議論はしてほしいなというところ。最低限ね。ここでね。

○ 杉浦 貴委員長

ここでね。

○ 豊田政典委員

そんな思いはあるな。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

できれば、それも書き込むべきだと。細かくじゃなくてね。一つの協働の形じゃないですか。自治会に、よくわからない。よくわからないですけど、自治会に事務委託するということも協働ですよ。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

○ 豊田政典委員

だから、形式はちょっと先送りさせてもらおうとして、中身について議論をすべきだとは僕は思います。

○ 杉浦 貴委員長

あと一つは、後でよろしいか。

## ○ 豊田政典委員

後で言います。詳しく今言いませんが、前かその前、前々回ぐらいに芳野さんと議論していた話で、既成の補助金というのが団体に対する補助とかたくさんあって、予算委員会でも少し土井委員長のもとで最後にさわりましたが、それも含めて審査するというか、案件評価をするという議論をしたと思うんですよ。そこが、二人は話をしましたけれども、全体の合意に至ってないし、ここには書かれていないので、そこをぜひ議論したいなというのがもう一個です。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

私も今の自治会の整理については、やっぱりあいまいなほうがええやないかという議論はあると思いますけれども、やっぱりそのあいまいにするにも、その整理をきちっとするについても、やっぱり議論してからやるのがいいのかなというふうに思いますので、その辺はもう豊田さんと意見的には一緒ですけれども。

その自治会についてのその整理とか、そのあたりについて、いかがでしょうか。どのように、NPOのほうも含めて、とりあえずの取っかかりで、今はちょっと無理やり豊田さんにお話していただきましたけど、どうでしょうか。

芳野さん、どうぞ。

## ○ 芳野正英委員

この前のちょっと議論にまた戻るかもしれないですけど、私自身はその条例づくりと、その自治会と今の行政のあり方というのは別の機会でとらえるべきなのかなというふうには、むしろ予算委員会とか、予算のあり方の中で、議会全体として考えていく場なのかなというふうには思っています。これはちょっとその辺が一つ論点になるのかなと思うので、この委員会の中で少し皆さんの意見を聞いたらいいいのかなと。これを繰り返すと、また前の話になってくるので、私は、条例は条例として一つあって、その各種の補助金のあり方というのはもう少し下のほうの議論になってくるので、そのそれぞれ個々の補助金のあり方というのは議会の全体の中で議論を、その適正かどうかというのは、議論をすべきなのかなというふうには思うんですけれども。頭の中の整理としては。



## ○ 杉浦 貴委員長

このさっき豊田さんの話にもありましたけど、総合補助金が自治会には出ていると。それから、事務委託料がある。防犯灯みたいな、ああいう設置やら維持やら、ああいうその2分の1か何かそんなやつ補助金なんかもあって、ほかにも多分いろいろあるんだろうと思うんですけど、私、余りこんなのにこだわるとあかんのかもわからんですけど、例えば土木要望なんかもあるわけですな。あれは、自治会は何も権限がない。要望するだけで、あれも何だかんだ言うて5億ぐらいお金がある。4億9000万ぐらいあるんですな、あれ。と、自治会が決めておると言っても不思議はないと言える状況なんやけど、権限はないわけ。市が持っている。そうすると、実際にそういう権限のないものを除いて、実際に自分たちでお金をこう動かせるその自治会の自主財源を除いた量というのは、ボリュームというのはどれぐらいあるのか。

それと、そのいわゆるNPOに対して、いわゆるスリム化して出してきたものに対して、その委託形式で出していく。それから、何かの形のその事業の形でもって、そこへこう申請してもらってというか、申し込みしてもらってというか、入札してもらってこうやっていくようなとか、そういうものの総量はこれもまたわからない。それを同量にすべきなのか、どれぐらいのボリュームでやっていかないかんのか。それはお金の基金のあれにも係ってくるしということなので、その辺が、それを行政で例えば調べてもらおうと思うと、物すごい時間もかかって、わからないという話なんですよ、これ。

そうやで、今の豊田さんとの話ともちょっとかかわってくるんやけれども、見直しは見直しできちっとやりながら、やりながら、この条例の案のつくり方をちょっと工夫しながら、実際には具体的に細かくその修正するところは修正して、その考え方なんかも行政との間で話をしながら、条例の条文みたいなつくり方については工夫して、NPOとの関係も同じようにいろいろ具体的な話もしてもらいながら、それをこう包括する形でこの条例をつくれやんかというようなことを考えておるわけですけどね。そうやないと、なかなかどっちかこう偏るといっておかしな言い方かわかりませんが、一つとしてこうとらえていこうとすると、なかなか難しい面も出てくるのかな。

話がややこしくなってくる。すみません。

このまとめからいきましょうか。まとめはこれでいいですか。これまでのまとめ。資料1の。

## ○ 芳野正英委員

ちょっと質問ですけど、まとめの件でよろしいですか。

この中でいうと、その活発な議論となったもののところなんですけど、スリム化か肥大化かって、これはもちろん対象になるんですけど、ちょっと僕も記憶を今探っていたんですけど、その肥大化すべきか、スリム化すべきかみたいな議論ではないということですよ。これは。市民協働というのがそもそも行政のスリム化が一つの目的になっているので、それを盛り込むか、盛り込まないかというところだったのかなというふうに思った。

## ○ 杉浦 貴委員長

すみません。これちょっと説明させていただくと、業務委託、例えばすべき、業務委託というのも実際に出していくとすると、有力なものなので、それをしようと思うと、その行政のスリム化みたいなものとちょうど一致してくるわけですよ。スリム化して、それを外へ出していくと。そこへNPOなり自治会が入ってくると。それって、要は行政が出そうと思えば、幾らでも出してこれるやつなので、いかにもスリム化みたいには見えるけれども、ある意味、もう要は行政がどんどんどん市民の中へこう入り込んでくるだけの話で、結局新しい新種のをどんどんどん探したりもするので、スリム化にならず、結局トータルで見たら、何や、おまえ、肥大化しておるやないかというような形になりはしないかという、そういう意味で、行政の肥大化って。これ、最初ころに川村さんが言うてみえたけれども、それはそのとおりにかなと。間違うと、本当に、よう考えたら、行政が肥大化しておるだけやないかということにならんようにしないといけないねという。活発な議論となったかどうかというのはスリム化のところ物すごい議論としては多かったので、そういう意味です。

## ○ 芳野正英委員

ちょっとそれに絡めて、業務委託条例とすべき案というのは豊田委員が出されたのかなということなんですけど、そのさっきの話ともちょっと絡むんですけど、もし間違ったら、これ修正していただきたいんですけど、豊田委員は割とその業務委託条例として、自治会と、例えば行政のあり方も業務委託みたいな形で、そうすると、その中身というのをしっかりと整理して詰めて、条例という形を出したらどうかというお考えなのかなと。だから、

そういう自治会とのあり方ももう一回整理してということだと思うんですけど、僕は、この市民協働条例の位置づけというのは、その自治基本条例があって、その下にその市民協働の全体像をこう固めるための条例というふうに考えているんですね。自治会とその行政のあり方も一つの市民協働なので、じゃ、それはもう少し細かい部分で整理をしたらいんじゃないかということで、その条例の下の部分で自治会と行政のあり方をどこかの場で、じゃ、審議しましょうとか、整理していきましょうというふうなくくりでいいんじゃないかなと思っているので、個々の条例を制定する上で、豊田委員が先ほどおっしゃったような形はとらなくてもいいんじゃないかなという考えなんですよね。その段階のところできうと。もう少しその理念条例ほど上ではないけれども。

○ 杉浦 貴委員長

間ぐらい。

○ 芳野正英委員

細かなその業務委託一つ一つまでを語る条例ではないと。そのちょうど中間で、市民協働という一つの方向づけを整理するための条例なんじゃないかなというふうに考えておりますので、そこら辺は皆さんはどうかなというふうに考えます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

このあたりどうですかね。業務委託みたいなものというのは、皆さんに書いていただいたその各自案、この中でおもしろいというか、違う観点で書いていただいたのは、政友の3人の方が、観点としては非常におもしろい観点で書いていただいて、その豊田さんに書いてもらったのが、業務委託条例みたいな。これでいくと、業務でくくれるので、ほかのものはもう多分カットするんだろうなと、僕はその理解をしているんですけど、委託で出していけるものを集めてくると、つくり出すというか、業務委託の形に変えてしまうと、業務基準になるので、自治会もNPOも変わらないと。どっちも対象としてやろうと思うと。基準が一定化してくるということが大きなねらいではないのかというふうに僕は思っておるんですけど、それはまた違うんですかね。この業務委託。ちょっと違う。

○ 豊田政典委員

あの案を書いたときは、新たなる制度をどういう形にするかということだけを考えて書いたんですよ。その後、僕自身も変わってきた部分があるので、その辺は容赦いただきながら聞いてもらいたいんですけど、今、委員長が言われているように、市民と、さっきも言いましたが、行政との協働全体像をつくる条例だというふうにとらえれば、いろんな形があると思うんです。それは無償ボランティアであるかもしれないし、地縁団体が既にやっているような、この前も議論になった清掃かもしれないし。公園清掃は無償ですよ。という形も含めた条例をつくるとして、つくるべきだと思うんですけど、それは理念にかかわるところですが、全体にそういう理念でこう形づくっておいた上で、その中で業務委託と言ったのは、そういういろんな形の金が出るで、案も含めたやつの中の一つを新規制度としてNPOに出すなり、自治会が受けてもいいんですけど、委託業務というののやり方を、委託契約をするというやり方が一つあるということなんです。

○ 杉浦 貴委員長

一つやった。

○ 豊田政典委員

一つ。それが全体だということで、今は違います。今は違うってのは変だな。それを下手に広げちゃうとというのが続きの話で、肥大化云々の今までした議論で。だから、一つの制度をつくるとすれば、限定したほうがいいんじゃないかということですね。金を出すやつは。そんな感じかな。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

余り議論が活発にならないので、自分の頭の整理のためだけに話すようなところもあるんですけど、例えばこの1月6日のときの委員会の資料を補足資料で、今、行政がやっている中でのその市民協働調査表ということで、各地縁団体ですとかNPOとか協議会での洗い出しをしてもらっていますよね。この一覧があるんですけど。そうすると、その豊田さ

んがおっしゃるように、今、言っているのはその自治会と行政との洗い出しをしたほうがいいということを豊田さんはおっしゃるんですが、そうすると、この全部にもかけても、その中にはもちろんその自治会とのやつがあるんですけど、それ以外の部分もそれぞれあるわけです。これを一個一個業務委託のあり方を洗い出していくとなると、かなり大変なのかなと思いますし、逆に言うと、その洗い出しのためのルールづくりが必要だと思うんですけど、それがこの協働条例なのかなというふうには思うんですね。その中間な部分として。

だから、その自治基本条例をもとにしてこの協働条例があって、市民協働というのとはどういうことなのか。これも四日市が、要は条例よりは先行して市民協働をやっているわけですけど、これ、今。ただ、それは、それぞれがこれ一つ一つの部分が条例に基づいて、そういう、出しているわけではないですよ。今までの活動の中で、例えば花と緑いっばい事業なんかも、そういうのは大切やなと思ってやり始めているところなんですけど、じゃ、市が、逆に言うと、ぴたっととめてしまえば、今まで続けていた皆さんの財政的支援というのはなくなるわけですよ。そうならないためのルールづくりがこの協働なのかなというふうに思うので、一つ一つのその団体と行政とのあり方、業務委託のあり方とか、今の現状のあり方は、この条例をつくった上で、例えばそういう市民協働委員会とかで議論をする場をつくれるようになるとか、これは一つの案ですけど、そういう形なのかなというふうに思うんですよ。

だから、こういう数々の幾つかある市民協働のあり方を整理する条例かなというふうに思うんですけど。

## ○ 豊田政典委員

最初に指名されて話して、芳野さんと議論と言ったのは、同じことなんだよ。同じことを何回か前のときに、審議会をつくって評価して、その物差しをつくるならば、自治会に委託している内容も、じゃないわ、そっちやったっけ。自治会のほうも網羅して審議できる機関にしたらどうだということでは言われたので、それは結構なことだという話をしたんですよ。だから、ここの場で一個一個評価しようということではないんです。今のやつをそのままにするのではなくて、地縁団体とのその委託関係というの、また、できれば総合補助金の内容についても基準をつくりなさいと、ある程度骨はつくるんでしょうけど、条例の中で。それをきちんと評価する団体をつくろう。NPOだけじゃないよという。既

存のやつも入れるんだよという議論をしていたんですよね。皆、合意していたんです。

○ 杉浦 貴委員長

今、お話を聞いておって、全く近い。同じような感じに聞こえたので、豊田さんがおっしゃるとおりやし、わかっているとお話されておるのやと思うけど。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

この委員会というのは、この条例を持ったほうがいいのかと思う委員会ってありますよね。この協働条例が。要らんという意見もあるかわかりませんが、その評価したり何かしたりする部分というのは、別途につくって、その全体の評価なり何かをするというようにお考えなのか。もし兼務できれば、兼務できるのであれば、その協働の委員会がそういう部分もその協働という視点から全体を見に行くというようなことでも構わないんですかね。それをちょっとお聞きしたいなど。

芳野委員、どうぞ。

○ 芳野正英委員

その別途……。

○ 杉浦 貴委員長

別途第三者委員会みたいなものをつくって。

○ 芳野正英委員

その協働推進委員会ではないものということですよ。

○ 杉浦 貴委員長

ではないものをつくって、全体を、協働のあれも見て、何かほかのやつもば一っとう全体を見るような。

## ○ 芳野正英委員

僕の整理は第三者委員会的なものがこの協働推進委員会かなと思っていたんですね。それ以外に考えられるとすると、やっぱり議会なのかなと思ってますので、議会もその決算もやっているわけですから、常にその各そういう委託であるとか、そういうこういう市民協働の事業のあり方自体は、この推進委員会をつくったとしても、別になるのか。それはそれとして、議会の権能としてやっぱりチェックはしていかないかんで、そこでの話というのは、やっぱり常にそういうことを議論できる場は担保したらいいのかなと。だから、逆に言うと、その協働推進委員会ではやるべきだと言っていた事業が、決算の中で、それは本当に必要なのかということは議論になる余地はあるのかなと思うんですけど。

だから、僕の中ではこっちが逆に言うと第三者委員会的な、条例でつくった委員会で、そこで協働のあり方をもみますけど、議会は議会としてまた別の権能でいろんなそういう市民協働のあり方というのはチェックもできるんじゃないかなというふうには思いますけどね。

## ○ 杉浦 貴委員長

もともとの権能としてあるじゃないかという。ありがとうございます。

ちょっと何かうまくまとまっていかなんとか、方向性がついてこないとか、あれなんですけど、このまとめについて大枠その目的のところが決まらないうと、なかなか、前へなかなか進みにくい部分もあるんですけども、この目的というのは、私自身としては、要は協働しようとする、その市民意識を醸成することと、それから、行政のスリム化、これはもうやっぱり入れるという意見になっているんだと思っています。

それと、そのまちづくりというのを入れるか、入れやんかという部分。この二つ、市民意識の醸成と行政のスリム化というのは、その内部の中に書き込んでいいのかなと。

あと一つそのまちづくりという、その協働によるまちづくりというのは、書き込むべきなのかどうなのかというのはちょっとようわからんので、そのあたりについていかがですかね。

その新しい公共というのは、ちょっと書き込むというには、まだもうちょっとこなれてないのかなと。新しい公共という意味合いが。その意識の醸成があれば、その新しい公共の担い手もできるわけやし、その行政のスリム化ができれば、いろんな資金的な部分とか効率的な部分というのはやっぱり出てくるので、この二つがそのいわゆる目的としてはや

っぱりあって、そのまちづくりというのは入れるべきかどうかというのも、僕としてはちよっと、その前文をつくる中においてやっぱりどうなのかなと思っているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○ 山口智也委員

委員長、まとめていただいてありがとうございます。

まちづくりというところに入るかどうかわからないんですけども、前回も少し話が出たかと思うんですけども、その市民活動の活性化による地域コミュニティの再生というのを一つの大事な目的ではないかというふうに思いますので、このまちづくりに入るかどうかわかりませんが、入れ込むべきではないかと思います。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

市民コミュニティね。ありがとうございます。

まちづくり、特に必要ないですかね。すべてまちづくりと言うてしまえば、まちづくりなんだという意見もあるし、まちづくりに関する考え方によるのかなという気がしますけど。

○ 芳野正英委員

迷っているんですけど、ただ、まちづくりという言葉、よく行政でも使うその言葉自体が、いろんな意味があって、だからこそ包含していいんじゃないかという考えもあるんですけど、逆にぼけてしまうかもしれんし。昔その市民協働というのは行政と市民の役割分担の整理だと思っているので、この条例に関して言うと、もう市民協働という部分の概念自体もこう結構、今、皆さんの中にもあやふやだし、差があると思うので、そっちのほうにもう集中して、まちづくりは逆に思い切って外してもいいのかなというふうには、僕は今のところは思っています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

これ、正副のやつというのを読んでみますと、要は市民自治を目標というか、参画やら



参加やら協働やらということで、市民自治できちっとやっつけていこうと。各団体、個人も含めてですけど、それぞれが支え合いながら、市民としての双方の協働においてつくっていくというようなことで書いてあるんですよね。その目玉という、もうそれこそ協働というような。正副案の中には、自治会、地区社協、NPOという言葉が入っておるんですね。これは前回もちょっと問題になりましたけど、前文の中にはその個別のあれは入れないほうがいいのではないかと、いや、入れたほうがいいというのとがあったと思うんですけど、市民と市民活動団体、学校とかそういうような、いわゆる活動している団体が協働によってその市との間でこう、市と協働することによって市民自治を獲得していくみたいな、そういうような書き方になっていくのがいいのかどうかという部分もあって、その目的も、要は前文と目的と両方と書くか書かんかというのもあって、その辺をちょっと今の目的も含めて、調べてみると、その前文だけで目的がないとか、前文なしで目的が始まるとかあるんですよね。

そうやで、全部押さえようとする、前文の中へいろんな概念を全部入れ込まないかんし、多少はその特定するような言葉も入れていってもいいのではないかと、前文と目的とこう2段階でいくという話になると、多少前文のところできちっとやっつけて、目的のところできちっと絞ってぎゅっと書くというような形とか、そういう部分がありますので、そこら辺も含めて、その前文が決めたなら全体が決まるという、確かにそのとおりのので、その中でいわゆるこの目的が何かとか、それから、そのそういう対象をどういう扱いをするかというようなところを、ちょっとまたもとへ戻るような感じですけど、このまとめからいくと、そういう話をしていけないかなのかなという。前へ進まないの。

それと、先ほど豊田さんが四つその委員会やら登録やから始まってという、そこら辺をどのようにするかというのもすごい大事なので、そのつくっていく上で。どうしてもその条例によって担保する部分をつくらうと思ったときに、登録は認定するというか、一つの団体として認識するわけですよね。認識して、おまえは団体でオーケーよという。

登録制をとらないのだったら、どんな方法でやるのかというのを決めやないかんし、活動拠点でもそうですね。要らんという、そうすると、やってくる、そういうないところがやるために、じゃ、どういうその支援の仕方があるのかとかいう、そういうことを決めやんといかんしということで、ここら辺をその前文の中にどうやってうたうかというのを、ちょっと非常に難しい面があって、それも含めてお考えいただきたいなと。もう要求ばかりで申しわけないんですけど。

まずは、その目的をこの二つに絞るような形で、先ほど市民コミュニティをつくるというようなもの、市民意識の醸成と行政のスリム化には含まれない部分みたいなところを、まちづくりみたいな概念でこうとらえるみたいなこともあっていいのかなという。できるだけ膨らましてもいいのかなと。ちょっとこう四方八方で八方美人みたいになっても構へんのかなと思ったりも、入れ過ぎやというのでもいいのかなという感じもしますし、厳密に、できるだけ厳密にせないかんのかなとも思いますし。

この目的のところについて、どうですかね。きょう、前文を決めるという。市民とその行政とのあり方、それを決めるのにどうするかということですけども。

### ○ 芳野正英委員

一つ提案なんですけど、僕ちょっとこれ頭が、考えが固いかもしれないですけど、条例の場合、第1条からの条文というのは、結構言うてみたら固い行政用語で書いていかなあかんのかなと思いますし、定義のあやふやな言葉はなるべく使わんほうがいいのかなと思っているので、僕は目的という形でこう委員長も出していただいたようなこの中で幾つかを選びながら、目的は目的で市民に見せるので、ばしっと決めたほうがいいと思うんですね。それ以降のこの条文をずーっとつくって行って、そこで書き足りなかったりとか、もう少し加えるべき部分を前文に盛り込んで、最後書いていくというのがいいのかなと思っ  
ていまして、逆に言うと、その作業として前文からつくっていくよりは、先に条例の中身、まず本体をつくって、そこでこう込められなかった思いを前文でもう一回戻って、この前もちょっとあの前文の案を出しましたけど、最後にこう考えていったらいいのかなと思うんです。

例えばそのまちづくりという言葉自体も、僕はその行政用語としてまだしっかり定義づけされてないので、その条例の本体の中に入れて書くのはどうかなと思っているんですが、例えば前文の中でそういう言葉を使って、もう少しこう書いて、イメージをつけるためにも、まちづくりという言葉の前文に使ってはいいいのかなとも思うんですね。

だから、そういう部分で言うと、これからのその作業のやり方として、まず条例本体が一つと議論をして行って、最後に前文に思いを込めて、込め切れなかった部分を前文で書かれたらどうかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

その不完全な形であっても条例を一たんつくって、その一つずつこう見ていく中で、前へ戻ったりしながら、こうつくっていくというような形ですかね。

○ 豊田政典委員

今の意見に賛成なんですけど、前文は後にしておいて、前回から出た骨格で言えば、前文は後にしておいて、目的から、市の施策ぐらいまではもうみんな共通認識でいけると思うんですよ、これ。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

○ 豊田政典委員

最後の、委員長が言われている四つとか五つとか、そこをどうするかという議論をもうずっとやっているんですけど、それまでは理念的なことなので、割合、オーケーなんです。実は。

○ 杉浦 貴委員長

なるほど。そうやって言っていただくと、すごい動きやすいというか。

○ 豊田政典委員

思っているんですけど、ただ、最後のところがいろいろ議論をやっているだけで。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。ここら辺については去年やった部分というのがありますので、それを参考にしながら、ほかのところも参考にしながらつくらせていただいて、チェックして見てもらったらいという形でつくらせてもらって、この市民活動登録制度からだと思うんですけど、登録制度、活動拠点、それから基金、財政的支援、で、推進委員会と、この四つについてすごいどうにでもなるというか、どうにもならんというか、非常に議論のぶつかる場所だと思いますので、ぜひともこれはもう時間をかけてやりたいなというふうに思っ

ております。

そうしたら、一つ確認として、前文はちょっと置いておいて、定義、基本原則、このあたりから参入参加の機会均等ってありますよね。下から五つ目かな。その骨格でいくと。ここら辺まではほとんどどこでも同じような、どこでも同じようなという怒られますけど、要は定義の中身はちょっと違うって、定義は定義でちゃんとお示しさせていただきますので、示させていただいて、それで、一つずつチェックしていただいた機会提供かな、参入機会の提供みたいな、そこら辺まではつくらせていただいて、ほいで、見ていただきながら、あの前文との関連も見ていただきながらいって、最初の四つについては、文書も含めて考え方をまず統一すると。この委員会で。そういうふうなやり方をさせていただいて、よろしいですかね。

#### ○ 川村高司委員

すみません。この目的で、市民意識の醸成と行政のスリム化って、ちょっと去年ぐらいにも議論というか、私、質問したかもしれませんが、その行政のスリム化は共通目的というか、これを目的とするという認識の中で、じゃ、スリム化というのは具体的に予算規模の縮小であったり、その人員削減であったり、要は組織の縮小化であったりにつながるのだという解釈でいいんですかね。最終的にはそういうことにつながっていかないと、何ををもってスリム化と称するのかという定義づけがすごいあいまいで、もう行政自体をもう縮小化するんだと。その縮小化、最終行きつくところは減税になるのか、市民税減税になるのか、人員削減になっていくのかというその目的の共通認識というか。ただ単に行政の仕事だけでスリム化されるのか、何ををもってスリム化とするのかというのが大事なところかなというふうには思うので、その辺は皆さんどういうふうな認識を持ってみえるのかと。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

行政のスリム化の意味というか、このあたりはどうですかね。

#### ○ 芳野正英委員

僕も行政のスリム化は目的としてあるべきだろうと思いますし、その最終目標にはな

らないかもしれないですけど、結局その常に、僕、いつも出しますけど、この8月18日のときのこの資料のその行政の役割と市民の領域と行政の領域のこれがあって、これのその整理なのかなと思うんですね。今までは結構市民が8割ぐらいで行政が2割でええところを、行政が10やっているようなところもあるので、それはちょっと縮小しましょうよという部分もあると思うんですね。

だから、その結果的に例えば行政コストを何割下げるとか、そういう話ではなくて、本来なら市民がもっとやらなあかるところを、行政はもうちょっと手を引いてもええようなところとか、そういう整理なのかなというのが、総じてそれが行政のスリム化になっていくんじゃないかなというふうに思っているんですよ。多分川村さんとそんなに違いはないんですけど、ここの条例をつくってやる作業というのは、行政と市民の役割分担をもう一回明確にしようよというのが僕の一つの考えかなと思うので。

## ○ 川村高司委員

その市民意識の醸成の市民意識というのも、おっしゃっているみたいに、今までは、市は何をしてくれるのという考えから、いやいや、いやいや、そういう他人任せにせんと、あなたもしくは私は公共のため、もしくは市のためにこんなこともできますというアメリカのそういう啓蒙を促進するための条例であるといいのかな。となってくると、この辺でちょっと不要なので、いろいろ考えていて、ただ、その条例化をすることによって、その後のあるべき市の姿が具体的に余りイメージできないんです。だから、今回私が思っているのはこういう理念条例の部分がまだまだどうしてもあるので、そういう意識改革をまず市民の皆さんに啓蒙することをまずもって、1対1に持ってきて来るといふ。もうちょっとそれを踏み込んだ形で、理念条例からこう定着していったような条例にしか、後の皆さんが思い描いている新しい公共のあり方像というか、それが私にはイメージが余りできなくて。

だから、例えがいいのか悪いのか、個人情報保護とかああいうのでも、想像力が欠如し過ぎて、ああいう条例をつくってしまったがために、悪法と言われてしまうような、きずなを寸断するような結果を招いていたりとか、だから、想像力をかき立てて、これをつくった後のことを極力イメージしておかないと、後戻りはしにくいし。だから、その辺のちょっと、皆さんどのようにお考えておられるのか、ちょっと知りたい。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

何がスリム化かというようなことと、ちょっと1時間たちましたので、休憩をとらせていただいて、その後、再度そのスリム化についてまた議論させていただきたいと思います。45分、あの時計で45分からさせていただきたいと思います。

14 : 33 休憩

---

14 : 46 再開

○ 杉浦 貴委員長

それでは、45分になりましたので、また委員会を続けさせていただきます。

行政のスリム化、これについてですけれども、ほかの見方とか、こうと違うかみたいなのがございましたら、ぜひとも。

○ 加納康樹副委員長

すみません。これは私も重ね重ね発言していることなんですけど、今の流れでいくと、発言しておかないとまずいかなと思ったので、言わせてもらうんですが、行政のスリム化、もう何度も言っていますが、私としては、市民協働を進めることによって副次的にそうなるんだろうと思っていますが、この市民協働促進条例、推進条例というものを制定するに当たって、文字としてそれを明らかに起こすのは、ちょっとよっぽど留意をするべきではないのかな。読み取れるような微妙なニュアンスの前文、目的であればいいと思うんですが、ほかにならう必要はないと思うんですけれども、他市の類似の条例でも行政のスリム化というところを大上段でうたい込んでいる市民協働条例というのは多分ないと思うので、ちょっとここは気をつけて議論をさせていただきたいなと思っているということだけ意見の表明をしておきます。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今の副委員長の意見も含みながら、行政のスリム化についてのご意見をいただきたいと思います。

この間、各自案を出していただいたときに、小林委員の出していただいたやつの中に、後段の下段のところ、こここのところに行政は財政支援を行い、みずからをスリム化しと、こう出てるんですな、これ。

趣旨からいうと、いわゆる豊田さんの新しい公共の考え、業務委託とすべきやという、これの中にもこの制度により行政のスリム化というのが、スリム化及び市民協働の実現を図るといふ、これを条例の目的とするのやというふうなことで、お二方がそのスリム化というのが文章の中に出てきておると。

このあたりから行政のスリム化はやっぱり目的にしてもええのと違うかという話になって、かなり時間をかけていますけど、やっぱり何かその今の副委員長のお話じゃないですけど、そう言われると、そういう感じもするし、それが目的ではないのは間違いないのではないかと。本来は協働に関する条例なので。ただ、それをもう少し高く持つてくるという意味で、その意識の醸成にスリム化も必要と違うかということになっているのではないかと。前回の議論の中では、やっぱりスリム化は必要だよなという論調が強かったもので、私はここに書かせてもらっているんですけど。これ、二つぐらいかな。あと、その意識の醸成とスリム化と。そのまちづくりは先ほどあったんですけど、その言葉の意味がすごい多岐にわたって使われているので、使わんほうがええのと違うかという。それはもう確かにそのとおりなのかもわかりませんが。

だから、スリム化のところというのは、今のままでいくと、その目的の中に、私は、もう前の議論としては入れやんとあかんと違うかということでは言わせていただいているということなので、ご意見ございましたら、入れやんでいいのではないかと。

## ○ 山口智也委員

加納副委員長と同じ意見になるんですけども、これも前回繰り返し言ったと思いますけれども、この条例の目的というのはあくまでその市民参加の促進であったり、市民活動の活性化ということでもありますので、ただ、行政のスリム化ということは重要なことであることには間違いないんですが、これはあくまでその取り組みによる結果ということだと思いますので、目的に文言として入れるのはやはりどうかなというふうに思います。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

副次的なものではないかということですね。

ほかにこのスリム化について、いかがでしょうかね。

○ 豊田政典委員

条例ですから、いろんな条例があると思うんですけど、ちょっとこの条例については、市民協働であれ、官民協働であれ、そういう税を使って市役所なら仕事をしていますよね。これにかかわる条例やと僕は思っているんですよ。まちづくりと言いますが、メンテナーはその公の仕事ですよね。多くの市民に広く関係ある仕事をどうだれがやるかという話じゃないですか。それをなるべく多くの市民が手分けをしてやろうという話だと思っているんです。

だとすれば、だとすれば、その目的に入れる、入れないの前に、皆さんの、皆さんというか、我々のイメージが確認できてないような気がして。僕のイメージは、その提案をしたように、行きつく先は、わかりやすく言えば、市役所の職員がやる仕事が減ると。そして、税を使ってやる仕事が減ると。金額が。というイメージなんです。

そうじゃない、今よりももっと安い金で、もしくは無償で多くの市民が、今、行政、公共がやっている仕事を手分けしてやっていくというイメージなんです。

だとすれば、当然スリム化になりますよね。だから、スリム化という言葉を選ぶかどうかは別にしても、そのことは目的か前文しかないと思うんですけども。どこかには書かなければいけないのかなど。副次的な書き方でもいいんですけど、結果、あるいは将来像としてそんな形が望ましいんだ、目指していくんだということはどうすべきだと僕は思っています。

もしそうじゃないんだよというイメージだとすれば、よくわかりませんが、別の極にあるのは拡大とか肥大という言葉が出てきていますが、そういうイメージだとすれば、議論の余地ありかなという思いがあるんでね。

副次的だから書かなくてもいいとなると、どこへ向かっていくかというイメージがよくわからないんです。



○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 加納康樹副委員長

もう今の豊田さんがおっしゃっていただけることで100%オーケーだと思っています。その書き方を、今、私が言ったのも、書き方を十分留意すべきだということで、副次的とはいえ、そういうことの効果が見られているのも事実なので、今、豊田さんがまとめていただいたような方向での前文の中、もしくは目的の中の書き込み方というのを、皆さんで知恵を絞ってつくっていききたいなというふうに思います。ぜひそのラインで。私の頭の中に決してその肥大化云々ということは頭の中にないので、結果としてはそのスリムになっていくという方向性を目指すための条例。だけれども、やっぱりあくまで市民協働を推進するための条例であるので、そこの中にどう工夫して、豊田さんがおっしゃっていただいているようなことがちゃんとわかるような言葉にするのか、今ちょっとまだ案はないですけど、そんなような方向でぜひ、同じ方向ですので、それでまとめていきたいと思いません。

○ 豊田政典委員

その休憩前に川村高司委員が言われた、問いかけた答えとして、僕は公がやる仕事量と金額という税金投入と言いましたけど、もうちょっとイメージを共有したいのは、なぜかと言うと、ずっと頭に残っているのが、まちづくり協働委員会の1回だけしか傍聴してないですけど、僕は彼ら、彼らというか、行政と、市民文化部とその委員さんとの話を聞いて、また中間報告案を見る限り、わかりやすく僕の解釈ですけど、NPOには新たに予算をつけるよというのが一つ。それから、地縁団体、自治会等には総合補助金をあげて、団体事務局に投入する金もふやすよと。両方に金をふやすということで、何か両方説得しようとしているようには、どちらにいいといえればいいですけど、我々のイメージはどうなのかということも、僕は加納副委員長もそうだと言われたように、全体的には金でいえば予算、税投入量が減っていくのかな、金額が減っていくのかなというイメージなんです。

○ 杉浦 貴委員長

そういうことになりますよね。

○ 豊田政典委員

それでいいの。みんながそう思っているのかなって。

○ 杉浦 貴委員長

私は反対。それは。

○ 豊田政典委員

え。反対。

○ 杉浦 貴委員長

僕は、それはふえてしかるべきやろうと。

○ 豊田政典委員

ふえるの。

○ 杉浦 貴委員長

と、僕自身は思っておるので。

○ 豊田政典委員

そこは、やっぱり議論しなあかんで。

○ 杉浦 貴委員長

僕が言うてしまったらあかんのやな。今について、意見はいかがですか。もっと大もとのところ、大もとのところをやります。

○ 川村高司委員

今、行政が直接的に使っているお金が、その市民もしくは市民団体のほうへ、右から左へ移るだけという話では全くつまらない話で。

○ 杉浦 貴委員長

そうやね。そうやね。

○ 川村高司委員

そういう意味でその本来行政コストのスリム化ということにつながっていくためには、まずもって基本となるのはそのボランティアというか、その市民のそういう無償の施しを促進するようなのがまず第一義にあってというイメージなんですよね。私の場合。

○ 杉浦 貴委員長

ボランティアが第一やと。

○ 川村高司委員

なので、お金が、お金というのは、ここでその市のほうからこう基本お金を渡すことによって市民協働、それは市民協働ではないような極論、もっと理想は高く上げるべきで、本来ボランティア、昔はボランティアでやっていたことも多岐にわたっているわけなので、それをもう一回みんなが、市民皆さんが意識するというか。なので、この肥大化なんていうのはあり得ないというか、税負担がふえるとかというのはあり得ないなとは思いますが。

○ 樋口博己委員

今の委員長の言われるのと川村委員が言われるのは共通しておるんだと、僕はお話を聞いて思うんです。その委員長が言われるのは一つの側面で、例えばNPOであるとか地縁団体が、金額としては、補助金が例えば今まで1000万のが1200万になるという形かもわかりませんが、行政としては200万多く交付金なり補助金で出しているけれども、行政でやれば300万かかったんだと、それを出すことによって200万でできるんだという話かなと僕は思うておるんですけれども。要するにお互いが同じことを言ってみると、僕は認識しておるんです。

○ 杉浦 貴委員長

またしゃべったらあかんのかかわからんですけど、僕は豊田さんのイメージ、豊田さんが

業務委託条例を書いたイメージというのは、行政が持っている100の予算がありましたと。それを削ったら精査して出せると、表に。予算は100あります。30削りましたと。その30を20にして下へ投げましたと。それで、行政から見たら100が70になり、それで、本来30要ったやつが、外へ同じように業者に投げるか、NPOに投げるかで、投げるのが30から20になりましたと。双方万々歳やと。それが要は全部業務でこう区切っていくと、きっちりその手弁当でどうのこうのという話にはならないので、ここから大事で、僕が言うのは、全部業務でやるということは、いろんなもの、これを業務としてとらえるということは、お祭りとかいろんなものも業務としてとらえて、それを例えば業者に頼んでやってもらったらどうだとかいうふうな基準を持ち込んできて、業務でやるのやから、業務にのらんやつは全部ボランティアという考え方もあるけれども、それやったら手弁当の分がふえる可能性もあるので、手弁当の分をできる限りきちっと、市のために働いてもらっているんだから、少しでもお支払いしようよということをしたら、僕としてはお金がふえるのではないかというふうに思っているんで、そこのところで違うかなという。そのNPOにもふえるし、自治会にも、結果としてはその基準が一つになることによって、支出というのは物理的な計算上ふえるのではないかというふうに僕は思うておるのやけど。せやもんで、さっきその結論だけで違うと言うただけで、考え方はよく似ているんですけど。

(発言する者あり)

## ○ 杉浦 貴委員長

いや、幾つになるかわからん。120ぐらいになるか、それこそさっきの100が120になるかもわからんし。150ぐらいになったとしても、それは何にもいいことではないかと思うんやけど。市民協働が活発化してきて、それで市もカットして出していくにしても、いろんなことで、いろんなところで活動ができるようになってきて、それで四日市が活性化していけば、それは投資として考えるんやったら、別にそれは何も協働のところは減らさないかんということではないので、お金が出ていって、まちが活性化して、いろんなその外との関係ができて、いろんな人が気づいてまちが栄えるようになるのであれば、それは何にもいいのではないかと。ただ、無駄金を投じているようになってはいかんで、委員会なり何かできちっとその評価もして、もう来年削りますと言うたら、来年ばしっと切るとか何かそういう仕組みを入れやないかんと思いますけど、そういうふうに僕はとらえてお

るといふか。ほうやで、全然違う部分もあるよねという感じになってしまうんやけど。それを行政の肥大化と言われたら、ちょっとそうやって言われると苦しい部分があるよねというような感じにはなるんですけどね。

これ一番大事なところで、大もとへ戻ってきたみたいなのところがありますので、ぜひとも皆さんまとまらないまでも意見を言っていただくとありがたいですけど。

○ 豊田政典委員

意見じゃないですけど、今の話、委員長の話だと、僕とはもちろん違いますし、副委員長とも違うんちゃうかなと思ったんやけど、ちょっと違うかわからんけど、中村さんのな。

○ 中村久雄委員

いやいや、いやいや。

○ 豊田政典委員

何かいろんなところに聞こえたんですけど、違いますか。それは失礼しましたが。これは違うなど。違わへん。と思うんですけど。

○ 中村久雄委員

とにかくイメージはやっぱりこう共通のイメージで持っておかなあかんので、全然あれですけども、私のイメージは、このやっぱりその副産的にスリム化になってくるだろうという、なっていかなあかん。だから、今まで何でもかんでも行政がやってきて膨らんできたやつを、これ、こんなんしておったら、もう税金が幾らあっても足らんなどという部分で、やはりこう自分たちでできれば自分たちがやっていこうよという市民のやっぱり意識醸成が必要やというので、全体としては、お金はふえるか、予算的に今まで行政の持っている予算と、NPOや地縁団体の今まで既存の市民協働の部分でやってきたやつが全体としてスリム化になっていると。だから、行政がやってきた部分の行政のスリム化分が、地縁団体がある程度ふえる。ある程度ふえるけれども、でも全体像としては絶対減っておかな、絶対減っていくべきやし、それが委員長は両方とふえるような。

○ 杉浦 貴委員長

いや、行政はスリム化になるよ。

○ 中村久雄委員

だから、委員長は、全体として、全体の予算がふえるような意見。

○ 杉浦 貴委員長

それでもいいやろうということ。

○ 中村久雄委員

いや、僕はそれやったら全然意味はないと思うので、それやったら行政がやってもらったほうがいいだろうし。だから、行政が今までやっぱり高い税金で回っている正規の職員さんがそこに手を出してやるのが、自分たちでやろうよというので、無償ボランティアやったり、有償ボランティアやったり、形でいけるわけだ。60歳から定年になって、元気で働けるうちは自分たちの住んだまちに還元しようよという意味も込めて、小遣い程度の賃金でその地域のとか市民のためのそういう協働も、新しい公共と成ることを、成る仕事ができるいけば、全体としては減るといのがやっぱり目指していくべきやということに思います。だから、そういうふうなことはやっぱりこう確認して進んでいかな、この最後の4点だけとらえていってもなかなか。どこでどういうふうに意見を言ったらいいのかなというのもわかりにくいですけど。

○ 杉浦 貴委員長

私は、全体としては、ネットというかグロスではやっぱり減るんやというような感じですね。

○ 中村久雄委員

先ほども話しておったんですけど、やっぱり最終形というか、目指す部分は今まで行政がやっておった皆さんの税金を集めて行政がやっておった分を、皆さんにやって、どんどん皆さんで自分のできることを自分でやってくださいと。市民税をこんなに安くしますよということセットでうたえば、この市民協働条例は市民の皆さんに受け入れやすくなるかなと。

○ 杉浦 貴委員長

減税を絡めると。

○ 中村久雄委員

そのとる分は全然変わらずに、また働けよと、また働けよと言うておっても、またこれかいという声があるかなと。

○ 杉浦 貴委員長

なるほど。

○ 中村久雄委員

そう思うので、やっぱりスリム化というのは大きな目標として、このためにやっているんだよということはやっておかなあかんと思ひまして、だから、全部の中でスリム化という言葉を入れる。

○ 杉浦 貴委員長

ということになるんですね。

○ 中村久雄委員

入れる、入れるの言葉のまだどういう表現はあるにしても、やはりそういうことを目標にやっているということは意識して思っておかなあかんと思ひます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。

○ 樋口博己委員

その条例の一番の目的は市民参加の促進だと思うんですね。一番のこの条例の制定の目的というのは。市民参加の促進ができる仕組みづくり、僕は理念でなくて、実施条例と

いうイメージをしていますけれども、市民参加の促進が目的ですので、その中でスリム化という話もありましたけど、スリム化というのも一つの結果として出てくるし、その地縁団体、NPO団体に対する補助金がふえるようなことも結果として出てくるだろうし、一方で行政が今まで1000万かかったコストを、民間団体に、市民団体に委託なり何なり出すことで、例えば800万でできたりすることで、行政も、行政としてはスリム化になるんだろうし。その中で、またこの減税というと、またこれちょっと話がどんどん広がっていくので、ちょっと減税までいくと、ちょっとその市民参加の促進という僕がイメージしている条例の目的とはちょっと飛躍をするのかなという気はするんですね。

#### ○ 中村久雄委員

僕が市民参加の促進というのは手段であって、目的はやはり地方自治が今こういう状態になっているというもので、今まで行政が抱えていた、どんどん膨らんできたやつを、皆さんの手でやっぱり自分たちのまちは自分たちでやるようにしましょうよというために、そのための手段として市民参加の促進を醸成していくものやと思います。だから、手段やと、手段。目的はそういう税金のスリム化。

#### ○ 山口智也委員

僕は全く逆で、やっぱり目的はあくまでその市民参加で、市民活動の活性化であって、それによってその地域のつながりができるし、あくまでそれが目的であるというふうに思っています。

以上です。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

#### ○ 森 智広委員

スリム化という考えというのは、皆さん、大なり小なりお持ちなので、一応方向性としてはスリム化という文言を入れられてもいいと思うんですけども、その各論の部分でどうスリム化していくのかというのは、やはりその市民協働が確立されてからの次のステップで議論していくほうがいいのかと思いますので、目的、前文、どこかわからないです



けれども、スリム化という文言は入れられて、そういう方向性だということを明示していただくのはいいんですけれども、今回は協働と協働参画を促していくかという部分についてとどまっておくのがいいんじゃないかなと思っております。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと確認と、ちょっと教えていただくところがあったら教えていただきたいですが、私が思うのは、やはりその地域というのは少子高齢化社会で、旧村と新しい新興団地とは当然いろんな地域性はあるにしろ、地域でやはりこうできることはやっていかないかん時代が来ておる。その中でその市民としてどうかかわっていくか。何にどうかかわっていくかということだと思うんですね。

それで、例えばNPOにどんどんどん、例えば市がやっていることをNPOにお願いしていくことになった場合、一つ教えてほしいんですが、その事業者との民業圧迫といえますか、そこまで行ってしまう危険性があらへんのかと。その辺のすみ分けというか、考え方、とらえ方で、私は例えば、ちょっと例えばの話なんですけれども、例えば市のほうに移管された公園がありますよと。ある地域は住民みずからがやっていますよと。ある地域は行政に頼んで税金を投入して業者が刈っていますよという地域が現実に四日市に存在しておると思うんですね。これに、例えば安くするためにNPOに頼むというのが、委員長の話やったと思う。安くなると。と、そういうような状態が各地で、市内でこういう、だれがこう行司役になっていくのかということのも非常に見えにくい。混乱するのではないかなというふうに思う。

ボランティアでやっている市民がそういうことを知ったら、うちもそんなんやったら、やってよということを言い出せへんかなというのは、私の心配なんです。

ですから、やはり基本的には1人でも多くの市民が、少なくとも自分たちの住んでいる地域において、やっぱりその行政がすべきこと、行政しかできないことと、市民がすべきことと、行政とコラボすることを明確にやっぱり分けていけるような環境整備をやっぱりしていくのが大事かなと思うんですけど。

先ほどのその民業圧迫になっていかへんか。例えばシルバーさんがいろいろ力を入れて

やっていくことによって、今、民業圧迫じゃないかというような声も出てきておるわけですよ。その辺も一つ心配になっているんですよ。そやもんで、ちょっと教えていただくと。

#### ○ 杉浦 貴委員長

佐野部長、どうですか。今の。市、NPOとかそういうふうにかうどんどんどん入られていくことが、民業圧迫にならへんのかと。シルバーセンターにどんどん投げていくと。それは、以前はシルバーセンターがない場合は民間がかうやっておった。それはそのとおりやと思うので、そのあたりはどのようにお考えかというのは、市の行政の方に聞かないとわからないので、お答え願いますでしょうかね。

#### ○ 佐野市民文化部長

民業を圧迫するという話でございますけれども、もし市役所がやっている仕事、市役所がだれかに委託をするような仕事であって、それが民業を圧迫するような仕事であれば、本来民間がやるべき仕事だったと。市役所が手を出すべき仕事ではなかったということではないかなと思います。

例えばシルバーさんにいろんな、私のところも剪定とかいろんなことを個人的に頼っております。そうすると、庭師や造園業をやってみえる方の民業圧迫になるのではないかと。圧迫になるところまでそういうことをやれば、圧迫になるでしょうけど、いわゆるすき間産業的にちょっとした小銭でお手伝いをする。NPOさんにしたところで、例えば子供さんを預かるというふうなことについても、保育園が全部民営化され、保育園、幼稚園が民営化されていけば、そういう行為というのは民業圧迫になるかわからないけれども、保育園、幼稚園に預けるまでもないような人のところをちょっとお手伝いをする。それもちょっとした小銭をいただいてお手伝いをするということであれば、民業圧迫にはならないかなと。その辺は、おまえはどう考えるんだと言われれば、そういうふうにはやはり営業としてやられる分は営業としてやられればいいし、営業にはならないけれども、ちょっと助けるという部分があってもいいのではないかとこのように思います。

いずれにしろ民、いずれにしろ民ですね。営業、事業者であろうが、NPOであろうが、自治会であろうが、民の方が行政にかわってそういうことをやられるという方向にあることは、私、確かだというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

佐野部長の話、わかりやすかったと思うんですけど、要は需要が、さまざまな需要が出てきて、それに対する供給体制もさまざま、要はすき間が出てきたところをそのような、今、部長のお話のようにすき間を埋めるというような意味やったと思うんですけど、そういうふうな説明でしたら、よくわかりました。ありがとうございました。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

笹岡さん、どうですかね。もうこっちから強引に、黙ってみえるので。

○ 笹岡秀太郎委員

歯が痛いので、黙っておったんやけど。

芳野さんが言うように、前文がコンクリートせずに、今まで1月、2月に出されたものがまだ担保されておると私は理解しているので、それで、その上で議論を重ねていけば、私はいいと思っているし、そのときの委員長の取りまとめとしては、コンクリートされたものじゃないと、こういうご発言があったから、私はそれでいいのかなと。以降、逐条していく中で、それが整理されていくと私は理解していますから、皆さんの議論を聞いています。ただ、私個人的には、いろんな条例を見ておると、シンプル・イズ・ベスト。文字数が多いほど読まない。説得力がない。やっぱり一番いいのは本当にシンプルにまとめて、市民のみんながそうなんだという思いを一つにできるような、そんなものが表現できたら一番いいんだろうなと私は思いましたけどね。だから、今、言われるように、コンクリートせずに、とりあえず1月2月の時点でまとめていただいたものが生きておるという前提で逐条に進めば、あと、コンクリートされてない部分が整理されてくるのかなという気がするので、意見として申し上げます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

藤井さん、どう。何かご意見。ちょっとお風邪を引かれておるみたいですけど。

○ 藤井浩治委員

ご指名ありがとうございます。

最初に委員長にお尋ねしたいんですけども、今回まとめていただいて、各委員に問題提起をしていただいたわけなんですけど、今後のスケジュールというのとはどのようにお考えですか。

○ 杉浦 貴委員長

これ、多分これを今回終わると、あともう7月か8月か9月ぐらいまで飛んでいってしまうと。いろいろ、ちょっと今、話をしておったんですけど。そうすると、7月にできれば、8月にできればということですけど、下手すると9月ぐらいになるかもわからんというようなことで、先ほど言いましたその骨格の部分を出して時間がかかったとしても、やっていこうかなと思っています。ただし、杉浦ではもう話にならんので、あいつはもう首にせいというお話が出るようでしたらやめますし、それから、これは特別委員会ですので、これちょっとようわからんんですけど、これ、特別委員会というのはなかなか勝手に閉めるわけにもいかないでしょうから、その辺のところを探りながらいきたいなと思っています。

○ 藤井浩治委員

ありがとうございます。

立派な委員長ですので、ぜひこのまままとめていただきたいんですけども、7月8月を目指すということになれば、もう少しこの体系的に順番的にみんなに示していただかないと、少し時間がなくなっているんじゃないかなと思うんですよ。例えばきょうも先ほどスリム化と肥大化の話が、議論がありましたよね。これ結論が出ないまま、次に目的、協働を目的とするのか、経費削減を目的にするのかという議論が出てきていますけれども、どんどん話が結論出ずに次へわたってしまっている現状ですので、また、委員長から議論を活発化するために肥大化というふうの問題提起を披瀝していただいたのかもわからんですけれども、なかなかまとまりがうまく進んでいないかなとちょっと危惧しているんですよ。

私なりにスリム化については考えを申し上げると、やはり両方の賛否両論の考え方があ

りますので、これは委員長がおっしゃるように、事業によっては肥大化もやむを得ないのかなと思っています。ただ、やはり結果、それから、共通の基本目標としては経費の削減、スリム化を目指すべきだと思うんですね。

ただ、表現については副委員長からもお話がありましたように、どのような表現にするかというのは今後詰めていただきたいなと思っています。

目的についても、これはもう市民協働条例である以上は、最終目的は協働ですよ。市民協働。なおかつ経費の削減になればいいと。両論併記でもいいんじゃないかなと考えております。

そういうことで、ひとつピッチを上げてぜひまとめていただきますようお願いいたします。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

もうそろそろ時間が2時間をたとうとしておりますので、一応2時間をめどに考えておりますので、前回もそうでした。今回も本当にいろんなところへこう空中分解したみたいな感じで、議論がまとまらなかったことも大変申しわけなく思っています。

今後、これ、先ほども事務方とお話をさせていただいておったんですけども、5月はもうなかなか難しいと。6月になってくると、今度議会が入ってきて、皆さんのその予定を合わそうというようなことになると、本当に7月も難しいかもわからんと。8月、9月ぐらいの感じになっていく可能性も出てきますので、まことに申しわけないんですけども、先ほどちょっと確認させていただいたように、その骨格の中の参入の資格、提供、参入資格の提供ぐらいのところまでは一応その去年のやつをベースにしながら、定義なんかも書かせていただいて、それをお手元のほうにお送りさせていただいて、下の四つの部分、このところについての議論をまたその9月か8月かわかりませんが、そこからさせていっていただきたいと思います。

そのような形で進めていきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

スリム化について、書き込むかどうかというようなことについては、その条文を見て、やりながら、前文に戻ったり、また、条文に戻ったりというようなことをしながら、最終的に決めていくような、非常にあやふやなまとめ方になりますけれども、そんなふうな形で、その目的についても、それから行政の肥大化の、前も出ましたけれども、それは物の見方ですので、何とも言えない部分はありますけれども、やっぱりそのスリム化を目指し

ていって、結果、私が言っているのが肥大化になる部分なのかも知れませんが、その辺も今後の前文を見ながら、条文に戻って、条文を見ながら、また前文に戻るといような、そういうことを繰り返しながらやっていきたいと思しますので、何かコンクリートしない状態でちょっと気持ち悪いかわかりませんが、このような形で議論を重ねながら進めていきたいと思しますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○ 樋口博己委員

すみません。藤井委員から提案いただきました。今の議論をされた中を踏まえて、一度その前文の正副案を次回、今の議論を含めて、具体的にまとめたこんな文でどうかと。それはコンクリートではなくて、正副の議論を踏まえた上での案という形で示していただければなと思ひますけれども、どうでしょうか。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

前々回ですか、確かに今、笹岡委員から言われましたように、いったん出させていただひているのもありますので、そういったところを見ながら、定義以降の参入の機会のところまでの条文も、これもまたたたき台みたいなやつを出しますので、いろいろ見ながら皆さんと一緒につくっていただひたいと思ひますので、そんな形でお願ひをいたしたいと思ひます。

そうしたら、もうちょうど半になりましたので、何か生煮えの感じで、えらいもう申しわけないですが、次回、7、8、9月ぐらいのところでもたお集まりいただひたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

この定義から機会提供までの部分を早目につくって、お手元のほうに入れさせてただひくようにしますので、ちょっと時期はちょっとご勘弁いただひたいですけど、できるだけ早目につくってお渡しするということで、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、これで終わらせていただひてよろしいでしょうか。何か一言という方がお見えになりましたら。

(なし)

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

それじゃ、きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

15 : 29 閉議